

令和8年度（第76回）税理士試験（熊本県）の 実施延期に伴う受験手数料の返還について

令和8年度（第76回）税理士試験において、熊本県試験会場の試験実施時期が延期されたことに伴い、再試験の受験を取りやめる方については、既に納付された受験手数料を返還します。

再試験の受験を取りやめる方は、所定の申請書に必要事項を記載のうえ、申請期限までに提出してください。

なお、申請期限までに申請書の提出がない場合は、受験手数料の返還を受けることができませんので、ご注意ください。

また、受験申込みをした科目のうち、一科目でも再試験を受験される方は、受験手数料の返還対象となりませんので、ご注意ください。

おって、本手続は、令和8年熊本地震の影響により熊本県試験会場の試験実施時期を延期したことに伴う特別な措置であり、令和8年度（第76回）税理士試験に限り実施するものです。

1 返還対象者

令和8年度（第76回）税理士試験において熊本県を試験地として受験申込みを行った受験者のうち、再試験において受験申込みをしたすべての科目の受験を取りやめる者。

2 申請方法

別紙「令和8年度（第76回）税理士試験受験手数料返還申請書」（以下、「申請書」という。）を印刷の上、必要事項を記載し、次の(1)及び(2)の添付書類を添えて、下記4の提出先へ郵送（書留郵便）により提出してください。

なお、封筒の表面には、朱書きで「申請書在中」と記載してください。

また、申請書を提出先へ直接持参した場合は受理しませんので、ご注意ください。

(1) 本人確認書類（運転免許証等）の写し

(2) 振込先口座情報が確認できる書類（通帳又はキャッシュカード）の写し

3 申請期限

令和8年10月31日（土）まで（消印有効）

4 申請書の提出先（お問合せ先）

担当部署：熊本国税局人事第二課試験研修係

住 所 等：〒860-8603

熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟

電話番号：096-354-6171

5 その他

返還の対象者及び返還する受験手数料については、再試験における受験実績等を確認の上、令和9年3月末までに、申請書に記載された金融機関口座へ振り込む予定としております。

また、申請内容について確認を要する場合には、申請者に連絡することがありますので、あらかじめご了承ください。

令和8年度（第76回）税理士試験受験手数料返還申請書

令和8年 10 月 日

国税審議会会長 殿

令和8年度（第76回）税理士試験の再試験の受験を取りやめるとともに、以下の受験手数料の返還を希望しますので、振込口座等の情報を添えて申請します。

受 験 手 数 料 円

1 申請者（出願者）情報

受 験 番 号			
フリガナ氏名			
住 所			
生 年 月 日	昭和・平成	年	月 日
連 絡 先			

2 振込先口座情報（申請者（出願者）御本人名義の口座としてください。）

フリガナ口座名義												
金融機関名												
支 店 名												
預 金 種 別	普通	・	当座									
口 座 番 号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											
ゆうちょ銀行（記号）	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											
ゆうちょ銀行（番号）	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											